

③ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設における基準の緩和

- 療養病床から小規模介護老人保健施設への転換を容易にするため、現行の小規模介護老人保健施設における介護報酬の算定上限日数の撤廃や介護支援専門員等の基準を緩和する。

緩和措置

(1) 介護報酬算定日数上限の緩和

小規模介護老人保健施設(サテライト型及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設)における介護報酬の180日の算定日数上限を撤廃する。

(2) 医療機関併設型小規模介護老人保健施設に係る人員基準の緩和

医療機関併設型小規模介護老人保健施設において、支援相談員及び介護支援専門員の人員配置基準(※)を緩和し、非常勤でよいこととする。

※ サテライト型においては、本体施設と一体的に運営しているため、必置義務なし。

〔現行〕

医療機関併設型小規模介護老人保健施設

- 医師（併設医療機関との兼務可）
- 看護・介護職員
・3:1以上
(うち看護職員2/7程度)
- 支援相談員
・常勤1以上
- 介護支援専門員
・常勤1以上
- 入所から180日の算定日数上限あり

〔見直し後〕

医療機関併設型小規模介護老人保健施設

- 医師（併設医療機関との兼務可）
- 看護・介護職員
・3:1以上
(うち看護職員2/7程度)
- 支援相談員
・非常勤1以上
- 介護支援専門員
・非常勤1以上
- (算定日数上限なし)

基準緩和

基準緩和

撤廃

診療所等の小規模医療機関の負担を軽減することにより、介護老人保健施設への転換を促進する。

3 介護療養型医療施設及び介護老人保健施設における
属性・施設数・入所者数・人員配置基準のデータ